

議長

農業委員現在数 14 名、出席 14 名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和 3 年度第 5 回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 13 条の規定により、第 3 番 八木委員さん、

第 4 番 野村委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会の日から今日までの日程につきましてご報告いたします。

8 月 10 日西多摩農業委員会の臨時総会、8 月 18 日東京都農業会議の臨時総会でしたが、どちらも書面開催ということで、会長の方に書面の方お目通しいただいて承認していただいております。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程 4 の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」1 件を上程いたします。

整理番号 1 番について、町田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号 8 番 町田です。

整理番号 1 番について説明します。

申請人、住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

合計 1,040 m²、この畑は 3 つの畑が一体になっていまして、西側がワ

ラビ、ネギの苗が植えてあります。北側と東側については柚子が植えてあります。以前はハウス栽培をしていましたが、ハウスが倒壊しまして、ハウスだったところが耕運されていきました。秋に野菜を植える予定でいますと言っていました。

昨年 さんが骨盤を骨折しまして入院していましたので、もしかしたら時期を延ばして来年春からの耕作で肥培管理の方もやっているというようなことを本人が言っていました。

よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 1 3 名]

議長

挙手 1 3 名により、可決されました。

よって、議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」1 件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」6 件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（移転）」を御説明申し上げます。議案の 2 P を御覧ください。

整理番号 1 番

譲渡人の さんから譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第 3 条の許可を得るためには、“農地法第 3 条第 2 項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第 2 号 別紙 1》の調査書を御覧ください。

まず、第 2 項第 1 号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第 2 項第 2 号。本案件については、農地所有適格法人となっておりますので、不許可事項には該当致しません。

次に第 2 項第 3 号。本案件については、信託ではございませんので、適用いたしません。

次に第 2 項第 5 号。許可することにあたっては、青梅市においては、譲受人および世帯員等がすでに所有する農地と権利移動する農地の面積の合計が 30 アール (3,000 m²) 以上であることが求められます。本案件については、譲受人およびその従業員が耕作の事業に供すべき農地は、合計 30 アールを超えておりますので、不許可事項には該当致しません。

次に第 2 項第 6 号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第 2 項第 7 号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、榊を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

以上のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件

をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、8月17日に川鍋委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号2番

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

こちらは譲渡人の さんから譲受人 さんへの売買契約でございます。

本案件についても、整理番号1番と同様“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。この判断については《議案第2号 別紙2》の調査書を御覧ください。

なお、本案件について、譲受人は田んぼで米を作る計画です。
また、現地調査につきましても、整理番号1番と同様です。

次に整理番号3番

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

こちらは譲渡人の さんから譲受人 さんへの売買契約でございます。

本案件についても、整理番号1番と同様“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められ、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。この判断につ

いては《議案第2号 別紙3》の調査書を御覧ください。

なお、本案件について、譲受人は榊を栽培する計画です。

また、現地調査につきましても、整理番号1番と同様です。

次に整理番号4番

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

こちらは譲渡人の さんから譲受人 さんへの売買契約でございます。

本案件についても、整理番号1番と同様“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められ、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。この判断については《議案第2号 別紙4》の調査書を御覧ください。

なお、本案件について、譲受人は榊を栽培する計画です。

また、現地調査につきましても、整理番号1番と同様です。

次に整理番号5番

こちらは、譲渡人の さん から、譲受人の さんへの親子間贈与 でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙5》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件については、ナスやトマトなどの露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

また、現住所が〇〇市にありますが、譲受人は実家へ帰省した際、泊りがけで農業に取り組むとのことでした。

なお、現地調査でございますが、8月17日に森谷委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号6番

こちらは、譲渡人の 〇〇 さんから、譲受人の 〇〇 さんへの親子間贈与でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙6》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、ナスなどの露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、8月17日に森谷委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番から4番について、川鍋委員さんの補足説明は何かございますか？

委員

議席番号2番 川鍋です。

8月17日、譲受人が同席しまして現地調査を行いました。

整理番号1番について説明します。

土地がほとんどハウスになっていて、ハウスの中に大きな冷蔵庫が設置されています。その中に収穫した榊などを貯蔵して出荷するそうです。

整理番号2番について説明します。

1番の隣の土地で、一段低くなっていて、こちらは田んぼ以外使えないかなというような土地になっています。2番3番4番については耕作されていない状況で、時々草刈りはしているようなのですが、買い取ることによって、そこを効率的に使っていただければ、耕作放棄の土地が減るということで、良い環境になっていくのではないかと思います。

よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号5番および6番について、森谷委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号11番 森谷宏幸です。

8月17日に事務局2名、譲受人 さんと現地調査を行いました。

親子間贈与であり畑は3か所になりますが、大きな畑が3,000㎡弱の畑を二人の息子さんに贈与するという事で半分ずつになっています。

地番、地目畑、面積

ジャガイモ、トウモロコシが耕作し終わった後で、きれいに整地されている状態でした。

地番、地目畑、面積

ナスが植わっていて良好に管理されていました。

地番、地目畑、面積

作物は何も植わっていませんがトラクターで耕してきれいな状態でした。

地番、地目畑、面積

トマト、キュウリが生っておりまして畑として良好に管理されていきました。問題はありません。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

委員質疑 1

鈴木です。5番6番で地番、分割して持ち分が書かれていますけれども、持ち分が違うのですが面積は同じで、どう理解したらいいのでしょうか。

事務局

この面積の畑を二人で持っていて面積で分けているわけではなく、同一の面積を二人で持っているという事です。

議長

他に御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 1 3 名]

議長

挙手 1 3 名により、可決されました。

よって、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 6 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程 5 の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、8件で1ページから2ページに記載されたとおりです。

議長

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、5件で3ページに記載されたとおりです。

議長

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、13件で4ページと5ページに記載されたとおりです。

議長

次に「農地の転用事実に関する照会に対する回答」は、1件で6ページに記載されたとおりです。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後3時45分から開会いたします。